建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月５日

北陸地方整備局長　橋場　克司

1　処分をした年月日　平成25年１月７日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社佐藤企業　佐藤　謙一　新潟県新潟市西区坂井砂山１―17―36　国土交通大臣許可（般・特―24）第13375号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（さく井工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年12月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月５日

中部地方整備局長　梅山　和成

1　処分をした年月日　平成25年１月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社中島工業所　中島　　繁　愛知県名古屋市緑区大高町字己新田126―１　国土交通大臣許可（般―23）第24278号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、管工事業、板金工事業、機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年12月20日付けで建設業法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月５日

中部地方整備局長　梅山　和成

1　処分をした年月日　平成25年１月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大井建興株式会社　大井　富雄　愛知県名古屋市中区栄１―31―41　国土交通大臣許可（特―22）第3881号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年12月21日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月５日

中部地方整備局長　梅山　和成

1　処分をした年月日　平成25年１月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社クギン　釘宮　祐治　愛知県春日井市春日井町字黒鉾９―14　国土交通大臣許可（般―22）第23840号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年12月25日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月５日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　処分をした年月日　平成25年１月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　積和建設中国株式会社　堀　　英雄　広島県広島市安佐南区伴南１―４―31　国土交通大臣許可（特―23）第24189号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年12月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月５日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　処分をした年月日　平成25年１月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　美保鉄筋株式会社　清水　俊宏　島根県出雲市東福町300―５　国土交通大臣許可（般―24）第24580号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年11月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第７０９８５号
東京都中央区八重洲２丁目10番17号
申立人　株式会社商工組合中央金庫
本籍大阪府大阪市此花区四貫島２丁目23番、最後の住所大阪府大阪市此花区四貫島２丁目23番14号、死亡の場所大阪府大阪市此花区、死亡年月日平成23年７月24日、出生の場所岡山県赤磐郡笹岡村、出生年月日昭和24年３月23日、職業団体役員
被相続人　亡　久田　清朗
事務所大阪市中央区北浜３丁目７番12号　京阪御堂筋ビル３階
相続財産管理人　弁護士　宇田　隆史
大阪家庭裁判所

平成２４年（家）第７１０６８号
大阪市北区西天満４丁目３番11号　梅新パークビル３階
申立人　南郷　誠治
本籍大阪府大阪市住吉区南住吉４丁目９番、最後の住所大阪市住吉区南住吉４丁目10番２―502号、死亡の場所大阪府大阪市住吉区、死亡年月日平成22年10月24日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和５年11月20日、職業不詳
被相続人　亡　宮田スミヱ
大阪市中央区平野町１丁目７番３号　ＢＲＡＶＩ北浜５階
相続財産管理人　弁護士　山田　敬子
大阪家庭裁判所

平成２４年（家）第１５０８号
東京都中野区本町２丁目46番１号
申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍大阪府大阪市北区中之島２丁目19番地、最後の住所東京都西多摩郡日の出町大字大久野893番地１トップヒルズ105号室、死亡の場所東京都立川市、死亡年月日平成24年１月24日、出生の場所大阪府堺市、出生年月日昭和40年11月２日、職業不詳
被相続人　亡　西村　信行
事務所大阪市北区西天満３丁目10番３号　ＹＳＲ西天満ビル５階
相続財産管理人　弁護士　野田　邦子
大阪家庭裁判所堺支部